

建築設計・監理業務が全国的に減少する半面、建築士事務所向け賠償責任保険の加入者数は年々増加傾向にある。業務上のミスにより設計者が損害賠償を求められる事例が目立ち始めたほか、2006年の建築士法改正では、建築士事務所の賠償責任能力を問うことが義務化されるなど社会における設計者の責任がより厳格になっている。建築主に対して安全・安心を提供するため、設計事務所の保険加入は最低限の責務といえる。一方、現行の保険制度では消費者保護の観点からは不十分な点もあり、一層の制度充実が求められる。

## 賠償保険への加入増加

保険制度は、日本建築家協会（JIA）、日本建築士事務所協会連合会、日本建築士連合会がそれぞれ会員を主な対象として運営している。団体保険であるため、各団体で基本的な枠組みに大きな差はないが、オプションや新プランで特色を出している。

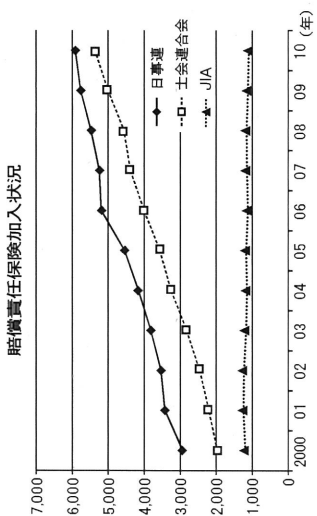
加入率は各団体で異なるが、多くても割程度にとどまっており、十分な加入率とはいえない。全体的にみれば加入者数は増加しているが、仕事の減少を背景とした経費削減のための解約も増えている。

JIA建築家賠償責任保険は、約40

## ・保険加入が“マナー”に ・滅失・破損の原則に課題 ・一本化で支払い上限増

「これまでは設計ミスが判明しても施工者が責任をおかぶってくれたため、設計者の名前が表に出ることはあまりなかった。請負金額が低下する中、施工者も『背に腹はかえれない』とは

# 厳格化する設計者責任



年前にスタートしたものが古い保険制度。この10年間の加入者数は、ほぼ横ばいで推移している。ほかの団体と比べて保険料が高いことも増加傾向にはないが、他団体から契約内容を引き継いで受け入れられるよう、約数を改定する方向で検討を進めているところだ。

日事連の建築士事務所賠償責任制度、士会連合会の建築士賠償責任補償制度は80年・90年代にかけて創設され、現在に至っている。

この10年間をみると、業務が減少傾向にあるにもかかわらず、保険加入者は着実に増加している。背景には、設計者の責任が明確になってきたことがある。

「これまでは設計ミスが判明しても施工者が責任をおかぶってくれたため、設計者の名前が表に出ることはあまりなかった。請負金額が低下する中、施工者も『背に腹はかえれない』とは

「可哀想なことに、20年間は枕を高くして眠れない仕事」とするのは、日事連の指定代理店である日事連サトウエの中川孝昭相談役。マンションで、エ

アコンの異常機に当たって遊んでいた子どもが、ベランダから転落する事故が後を絶たない。中川相談役は「これまでは不注意で終わっていたが、これからはどうなるかわからない」と警鐘を鳴らし、設計者にとって保険加入は“マナー”、と言い切る。

一方、消費者保護の観点からみれば、現在の保険制度は十分とはいえない。大きな課題の一つが、物理的な滅失・破損がなければ保険金は支払われないことだ。不具合が判明した時点でその建物の資産価値は下がりますが、実際に目に見える被害が発生しない限り、一部の例外を除いて支払いの対象にはならない。滅失・破損がなければ保険金が下りないのは、保険が悪用されないための防衛策だが、消費者は大きな痛手を被るケースが出てくる。

また、「価値増し」に対する補償もされない。関東JIA業務・職能委員会建師ワーキンググループ主席は「たとえば、建築士アコンが10台設置されたにもかかわらず、設計ミスで8台しか取り付けられなかった場合、必要な残り4台を埋め替える際は、建築主が責任を負うことになる」と指摘する。

制度の内容だけでなく、同じ業界に異なる保険が複数あることも問題の一つ。中川相談役は「3団体の保険をまとめれば、異なる査定基準を一本化できる。支払額の上限を増やすことも可能ではないか」ともしている。かつては、3団体が集まって改善品について話し合いをしていたが、現在は進んでいない。課題の一つに個人賠償保護法の関係で、十分な情報交換ができていないことがある。

興主席は「一番の課題は事故の発生。事故を減らすことで補償範囲を広げることができる」という。加入率の低下や制度の内容、統合のあり方など、現実を帯びつつある訴訟社会に対応した制度とするには時間がかかりそうだ。事故事例の公表・周知といった地道な取り組みが、制度充実への近道といえる。